

久喜市議会

平成31年2月定例会

議員提出追加議案

(平成31年3月18日上程)

## 議 案 目 録

決議第 1 号	久喜市職員の不祥事の根絶を求める決議	1
決議第 2 号	市行政に猛省を促し、事務執行の改善を求める決議	2

決議第1号

久喜市職員の不祥事の根絶を求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成31年3月18日

提出者 久喜市議会議員

岡崎克巳

柿沼繁男

杉野修

猪股和雄

田村栄子

久喜市議会議長 上條哲弘 様

久喜市職員の不祥事の根絶を求める決議

平成30年度に3人もの本市職員が逮捕される状況は、まさに異常事態であり、市民の市政に対する信頼は大きく揺らいでいる。

これは久喜市職員の、公務員としてのモラルと規範意識の欠如・低下によるものと考えられ、市政に対する市民の信頼を大きく損なうものであった。

公務員は、全体の奉仕者としての強い責任感を持ち、高い倫理規範に従って行動することが求められている。

相次ぐ職員の不祥事の連鎖を断ち切り、市民の信頼回復に向け、組織全体が総力を挙げて取り組むべきである。

よって本市議会は、市長をはじめ全ての職員がこの現状を真摯に受け止め、責任を明らかにし、公務員として求められる高い使命感や倫理観を持って職責を全うするとともに、全組織を挙げて法令遵守、再発の防止及び透明度の高い行政組織の構築に向け、全力を挙げて取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成31年3月18日

久喜市議会

## 決議第2号

市行政に猛省を促し、事務執行の改善を求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成31年3月18日

提出者 久喜市議会議員

杉 野 修

柿 沼 繁 男

岡 崎 克 巳

猪 股 和 雄

田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

市行政に猛省を促し、事務執行の改善を求める決議

この度、市が売却した旧農業センター跡地において、地中に産業廃棄物が埋設されていたため、市は損害賠償責任を問われることとなった。

市議会「和解及び損害賠償の額の決定に係る議案審査特別委員会」で3日間に渡って審査を行った結果、以下のような市による行政執行における重大な問題が明らかになった。

1. 議会が議決した予算について、事業実施方針を大きく変更したにもかかわらず、議会に説明責任を果たさずに執行した。
2. 当初は当該土地を「公売」する方針だったにもかかわらず、「周辺地域との一体的開発を行う」との理由で、一事業者との協議によって随意契約で売却した。
3. その際、地中埋設物等の調査をせずに、旧農業センター跡地を建物付きで売却し、その結果、市の「隠れた瑕疵」責任を問われることとなった。
4. 開発事業者によって地中埋設物が発見された後において、市が直接にアスベスト建材および埋設量、処分量の確認を行うことなく、損害賠償額を決定し、「和解合意書」を締結した。

これら一連の過程において、行政が慎重な執行を行っていたら、今回のような損害賠償問題は発生しなかった可能性もある。

市行政当局は、委員会審査の過程で各委員から示された指摘を真摯に受け止めるべきであり、今後の市政運営において、以下について求める。

記

1. 行政執行における公平性、公正性、透明性の確保に努めること
2. 議会で議決した予算および事業について、重要な事業に係る方針変更を行おうとする場合は、議会に対する説明責任を果たすこと
3. 特に、市有地を売却する場合は、地中埋設物等の確認は必須要件であり、このことを例規等において明文化すること

以上、決議する

平成31年3月18日

久喜市議会